

「電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金 (住民税非課税世帯)」について

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します

電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付金の支給を実施します。

■給付対象者

基準日（令和4年9月30日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、同一の世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

■給付額

給付対象世帯1世帯につき5万円（支給は1回のみ）。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座に振り込みます。

■申請期限

1月10日(火)から2月28日(火)まで

※1月10日頃、該当する方に確認書を郵送します。本給付金に該当すると思われる方で、申書が届かない方や該当するか確認したい方は、健康福祉課へお問い合わせください。

■支給時期

確認書の返送後、受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課から振込日を記載した決定通知をお送りします。

■申請方法

確認書に必要事項を記入ください。申請方法は確認書に同封していますので、ご確認ください。

※申請書に同封している返信用封筒にて郵送提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

■DV等を理由に避難している方へ

DV等を理由に避難している方が本給付金の支給を受けるにあたり、事情により現在住んでいる安平町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件にあてはまる場合、所定の申出書を提出し、本給付金の申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

【安平町に住民票を移さず、本給付金の申請を行うことができる要件】

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている。

■注意事項

- ・申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
- ・町、総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることや住民の皆さんの世帯構成、生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 29 7071